## 公立大学法人宫崎公立大学防火管理規程

平成19年4月1日 規程第48号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学(以下「法人」という。)が管理する建築物(以下「建築物」という。)の防火管理についてその徹底を期し、火災の予防及び火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

(防火対策委員会)

第2条 火災その他の災害に関する事項を審議する機関として、防火対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。
- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。 (委員会の会議)
- 第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務 を代理する。

(委員会の任務)

- 第5条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 防火管理の計画及び当該計画の実施に関すること。
  - (2) 防火管理に関する諸規程の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 防火用設備の改善及び充実に関すること。
  - (4) 防火管理に関する調査及び研究に関すること。
  - (5) 防火思想の普及及び高揚に関すること。
  - (6) その他防火対策に関すること。

(委員会の運営等)

- 第6条 委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。
- 2 委員会の庶務は、企画総務課において行う。

(防火管理組織)

- 第7条 防火管理の組織として、法人に防火管理者、防火責任者及び火元責任者を置く。
- 2 防火管理者は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定め る資格を有する者のうちから、理事長が任命する。
- 3 防火管理者は、消防法第8条第1項に定める業務その他この規程に定める 業務を行う。
- 4 防火責任者及び火元責任者の組織及び任務は、別表第2のとおりとする。 (消防総合計画)
- 第8条 理事長は、委員会の調査審議に基づき消防計画をたて、防火管理者及び防火責任者にその職務遂行上必要な措置を命ずるものとする。

(自衛消防組織)

- 第9条 火災その他の災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、自 衛消防隊(以下「消防隊」という。)を組織する。
- 2 消防隊の組織及び任務分担は、理事長が別に定める。

(検査等の基準)

- 第10条 防火管理者及び防火責任者は、火元責任者に火災予防上の点検を行 わせなければならない。
- 2 火元責任者は、前項の点検により異常又は改善を要する事項を発見したと

きは、速やかに防火管理者又は防火責任者に報告しなければならない。

- 3 防火管理者及び防火責任者は、前項の報告を受けたとき又は消防用設備等 について整備を必要と認めたときは、速やかに必要な措置を講じなければな らない。
- 4 消防用設備の点検については、別に定めるところにより行う。 (火気の使用)
- 第11条 建築物の構内又はその敷地内で、たき火をし、又はストーブ、火ば ち、電熱器等を使用しようとする者は、あらかじめ防火管理者又は防火責任 者の承認を受けなければならない。

(建築物の変更等)

- 第12条 建築物の構内において、次の各号のいずれかに該当する事項を行お うとする者は、あらかじめ防火管理者又は防火責任者に届け出なければなら ない。
  - (1) 仮設の建築物の建築
  - (2) 多量の危険物の搬出入
  - (3) 電気施設又は火気使用施設の新設、移転若しくは改修
  - (4) 電気器具の取付け

(防火活動)

第13条 建築物の構内又はその近辺に火災その他の災害が発生したときは、 第9条第1項の消防隊の組織により、直ちに任務の遂行に当たらなければな らない。

(教育訓練)

- 第14条 防火管理者は、防火に関する教育及び消防訓練を次の基準により実施するものとし、職員は積極的にこれに参加しなければならない。
  - (1) 防火に関する教育 随時
  - (2) 消防訓練 年1回以上(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号) 第3条第9項に定める建築物にあっては年2回以上)

(連絡事項)

- 第15条 防火管理者及び防火責任者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。
- 2 前項の連絡事項は、次のとおりとする。
  - (1) 消防計画に関すること。
  - (2) 防火査察に関すること。
  - (3) 教育訓練に関すること。
  - (4) その他防火管理に関し必要な事項

(委任)

- 第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。 附 則
  - この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
  - この規程は、平成23年10月1日から施行する。 附 則
  - この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
  - この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
  - この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表第1

学部長

附属図書館長

地域研究センター長

学生部長

教務部長

企画総務課長

学務課長

学生支援課長

防火管理者

## 別表第2

種別					充てられる者	任務
防	火	責	任	者	学部長、附属図書館 長、地域研究センタ 一長、企画総務課長	火元責任者及び所属職員を総括して、職 場における防火管理を分担する。
火	元	責	任	者	企画総務課長補佐 ただし、研究室にお いては各教員	課等及び研究室の火気、火器取扱器具、 危険物等について防火管理及び検査の 任に当たる。